

平成27年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年2月20日（金） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊、書記 桜庭 勇樹、清水 真、  
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 議案第1号 三種町農業委員会委員選挙人名簿に登録すべき者の決定について
  - (2) 議案第2号 三種町農業委員会委員選挙人名簿縦覧の場所について

午前9時00分開会

腰丸書記長 ご苦労さまでございます。それでは只今から平成27年第1回三種町選挙管理委員会を開催致します。はじめに、委員長さんの方からご挨拶の方お願い致します。

近藤委員長 どうも皆さんおはようございます。ここ2、3日ずっと春のような天気、このまま春に向かっていってくれればいいなと思っているところですが、いよいよ県議選の準備の方も県の選管で本格化してきたようでございます。

今日の議題の農業委員会委員選挙人名簿の調製についてでございますけれども、つい最近の報道で、農業委員会委員の公選制を廃止し、議会の同意を要件として首長の選任制にするという選任方法の見直しが議論されているようでございます。

今日は、その選挙人名簿の調製ということでもありますけれども、本町の場合、任期が今年の7月となっております。よろしくご審議の程お願い申し上げまして挨拶と致します。

それでは、座って進めさせていただきます。

今日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願い致します。

3番の案件に入らせていただきます。

近藤委員長 議案第1号「三種町農業委員会委員選挙人名簿に登録すべき者の決定について」。事務局より説明の方お願い致します。

清水書記 はい。議案第1号「三種町農業委員会委員選挙人名簿に登録すべき者の決定について」。

農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定に基づき、平成27年1月1日現在で三種町農業委員会委員選挙人名簿に登録すべき者を、別冊名簿のとおり決定する。

以下、内容について説明致します。

本日お諮りする、平成27年度の農業委員会委員選挙人名簿につきましては、こちらのテーブルに用意してございます。この名簿に登録すべき者の決定に当たりまして、委員の皆様から、名簿等のご確認をお願い致しますが、それに先立ちまして、2頁以降に、選挙人名簿調製事務の概要と、それから今回の名簿登録人数の資料を用意しておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

2頁をお開き願います。

農業委員会委員選挙人名簿調製事務の概要について。始めに、「1」の選挙権でございますが、農業委員会委員選挙におきましては、ご覧の①②③の要件をすべて満たす者に選挙権が与えられます。

まず、①農業委員会の区域内、つまり、三種町内に住所を有する者。これがまず1つです。

それから、②満20歳以上の者。これは、名簿確定日の3月31日現在で計算致します。

そして、③次のいずれかに該当する者。これは、耕作要件と呼ばれるもので、3つ要件がございます。

まず、(ア)都府県にあっては10アール以上、北海道にあっては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者。従いまして、本県におきましては、10アール以上の農地を耕作する農業経営主となります。

また、(イ)耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者で、耕作に従事する日数が1年間に概ね60日以上である者。

また、(ウ)と致しまして、(ア)の一定面積以上の農地、つまり10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、耕作に従事する日数が1年間に概ね60日以上ある者となっております。③の耕作要件につきましては、3つのいずれかに該当することが必要となります。

繰り返しますと、農業委員会委員選挙における選挙権につきましては、住所要件、年齢要件、耕作要件のすべてを満たしている者に付与されるということでございます。

次に、「2」の選挙人名簿調製事務のながれでございます。

まず、①の登録資格調査基準日。市町村の選挙管理委員会は、毎年1月1日現在の状況で、選挙人名簿の登録資格を調査して、選挙人名簿を調製することになっております。

次に、②選挙権を有する者の申請。選挙権を有する者は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を、毎年1月10日までに農業委員会に提出することになります。

③農業委員会の受理、審査及び意見。農業委員会は、提出された申請書について審査、判断を行い、1月31日までに、当該申請書に記載された事項について意見を付して、つまり、選挙権の有無について意見を付して、選挙管理委員会に送付します。

④申請書に代わる文書の作成。農業委員会は、申請書の提出がなかった者について、申請書に代わる文書を作成し、選挙管理委員会に送付します。申請書が提出されなかった農家についても、選挙権が確認された場合は、職権で申請書に代わる文書を提出できるということでございます。

それから、⑤選挙人名簿の調製。選挙管理委員会は、農業委員会から送付された農家からの申請書及び申請書に代わる文書に基づき、2月20日までに選挙人名簿を調製しなければなりません。

⑥選挙人名簿の縦覧。選挙管理委員会は、2月20日までに調製した選挙人名簿を、2月23日から15日間、町役場等で縦覧に供さなければなりません。

そして、⑦選挙人名簿の確定。縦覧を経た後、選挙人名簿は、3月31日に確定し、1年間据え置かれ、この間に行われる農業委員の選挙に使用されることになります。

名簿調製事務のながれにつきましては、以上のとおりでございます。

本日お諮りする選挙人名簿につきましては、只今説明致しました①から⑤までの手続きを経て調製してございまして、農家から提出された登載申請書、それから、申請書の提出がなかった農家につきましても農業委員会が作成した申請書に代わるべき文書を元に、最終的に私どもの方で選挙権の認定を行い、名簿の調製を行っております。

次に、本日お諮り致します選挙人名簿の登録人数等を、4頁の方で  
ご説明致します。

「平成27年度 選挙権区分別集計表」ということで、この資料は、  
3つの選挙区について、投票区ごとの名簿登録者数と、先程説明致し  
ました3つの耕作要件ごとに登録者数の内訳を記載しております。

まず、左側の本日現在の登録者数でございますが、第1選挙区、琴  
丘地区の計で、男660人、女601人、計1,261人。第2選挙  
区、山本地区の計で、男1,297人、女1,200人、計2,49  
7人。第3選挙区、八竜地区の計で男929人、女608人、計1,  
537人となっております。

また、右側の耕作要件別で見ますと、項目の8条1項1号、これは  
右側の欄外に記載しておりますとおり10アール以上の農地を耕作す  
る農業経営主でございますが、3選挙区の合計で見ますと、男2,1  
26人、女325人、計2,451人となっております。次に、8条  
1項2号、農業経営主の同居の親族又は配偶者でございますが、男7  
48人、女2,083人、計2,831人となっております。また、  
8条1項3号、これは農業生産法人の組合員等で、男12人、女1人、  
計13人となっております。

次に、5頁の方で、登録人数の前年度比較について、ご説明致しま  
す。

まず、第1選挙区、琴丘地区の計で見えますと、昨年3月31日  
付けの確定名簿の登録人数1,334人に対し、1,261人で73  
人の減。第2選挙区、山本地区につきましては、昨年の2,618人  
に対し、2,497人で121人の減。第3選挙区、八竜地区につき  
ましては、前年1,430人に対し、1,537人で107人の増。  
全体の合計では、昨年の5,382人に対し、5,295人で87人、  
率で1.6%の減となっております。

議案第1号についての説明は以上でございます。これより、各選挙  
区の選挙人名簿と農家から提出された登載申請書をお配り致します。  
川田委員には、第1選挙区分、田村委員には第2選挙区分、加賀谷委  
員には第3選挙区分、近藤委員長には3選挙区の選挙人名簿をまとめ  
てお配りしておりますので、ご確認の程、よろしくお願い致します。

午前9時11分 各委員に、選挙人名簿登載申請書、選挙人名簿を配付。

(各委員、選挙人名簿登載申請書、選挙人名簿を確認)

川田委員 今回は、平成27年度の分ということですね。昨年の稲刈り前に亡くなった方が載っていると思うのですが。 確認してもらえますか。同じ名前の方かもしれませんが。

(池内書記、確認のため退室)

清水書記 今回の名簿調製に当たりまして、農業委員会の方から対象者のデータも一緒に送付されております。このデータと住民基本台帳のデータとの突合を行いまして、住所、投票区、死亡あるいは転出の有無等を確認しております。いずれ只今確認しております。

(池内書記、入室)

池内書記 お待たせ致しました。ご存命でした。同姓同名のようです。

川田委員 わかりました。

清水書記 補足説明させていただきます。お手元に農業委員会から送付されてきた名簿登載申請書の綴りがございすけども、毎年の傾向として、農家からの登載申請書によって選挙権が付与される割合は半数に満たない状況で、半数以上は、農業委員会の判断で選挙権有りとなされたものです。それについての申請書に代わるべき文書が田村委員の方にございます。

それから、農業経営主についてですが、経営主というからには農業の損益が自分に返ってくる必要がありますので、農地をすべて他人に賃貸借しているような場合には、農業というより不動産事業ですので、その場合には認めないこととしております。

川田委員 1つの世帯に世帯主が2人いる世帯がありますが。

門間書記 世帯分離されているものだと思います。

川田委員 申請書に載っている方が、全員選挙人名簿に載ってくる訳ではないのですね。

門間書記 申請書に名前がある方でも、耕作日数がゼロであるとか要件に満たない場合は、名簿には載りません。

田村委員 そういった確認も行って、最終的に名簿が出来ているんですね。

加賀谷委員

清水書記 家族については、同居していることが要件になっていますので、このケースについては、選挙権は認められません。

田村委員 住所が森岳にあって、農地が下岩川にあるといった場合は、下岩川

の方の選挙人名簿に登載されるのですか。

(「住所の方です。」の声有り。)

田村委員 わかりました。

田村委員 質問ですが、20歳未満であれば、いくら農業に従事していても選挙権は認められないということですが、今後選挙権が18歳からになる訳ですが、その場合、こちらの方も18歳になるのでしょうか。

清水書記 おそらくそのようになると思います。農業委員会の選挙につきましては、農業委員会等に関する法律の中で、公職選挙法の規定を準用する形が多くとられておりますが、この年齢の部分については準用ではなく、直接「年齢20年以上」と書き下ろす形になっております。選挙権の年齢引き下げに伴って、この部分についても改正されると思いますが、ただ、公選制自体が廃止される可能性があります。

午前10時00分 各委員、確認終了

近藤委員長 皆さん、大体確認が終わったようですが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第1号について、皆さんにご確認いただいた名簿のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第1号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第2号「三種町農業委員会委員選挙人名簿縦覧の場所について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案集6頁になります。

議案第2号「三種町農業委員会委員選挙人名簿縦覧の場所について」。農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第1項の規定に基づき、平成27年1月1日現在によりその選挙資格を調査し調製した三種町農業委員会委員選挙人名簿を縦覧に供する場所を、次のとおり定める。

三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

縦覧期間 平成27年2月23日から平成27年3月9日まで

先程ご説明致しましたとおり、毎年2月20日までに調製した選挙人名簿につきましては、法律の規定により、2月23日から15日間、関係人の縦覧に供するというふうになっております。また、縦覧を行

う場所を告示することになっておりますので、その場所を三種町選挙管理委員会事務室に定めたいとするものであります。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いようですので、議案第2号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第2号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 以上で、本日予定されておりました農業委員会委員選挙人名簿に関する2件の議案審議が終わりましたが、「その他」として事務局より説明がございましたらお願いします。

清水書記 はい。それでは、議案集7頁で、今後の日程について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明。)

(引き続き、農業委員会制度改革の動向について説明。)

私の方からは以上です。

(この後、意見交換)

近藤委員長 ありがとうございます。それでは、他に特になければ、これで本日の委員会は閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前10時13分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_